

平成20年10月17日 開会
平成20年10月17日 閉会
(臨時第10回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第87号

平成20年第10回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年10月14日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成20年10月17日 午前10時

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介
吉 原 美智恵
敦 賀 亀 義
川 島 正 寿
秋 田 美喜雄
諸 遊 壤 司
小 原 力 三
椎 木 学
沢 田 正 己
西 山 富三郎

西 尾 寿 博
遠 藤 幸 子
森 田 増 範
岩 井 美保子
尾 古 博 文
足 立 敏 雄
岡 田 聰
野 口 俊 明
荒 松 廣 志
鹿 島 功

○応招しなかった議員

なし

第 10 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 20 年 10 月 17 日（金曜日）

議 事 日 程

平成 20 年 10 月 17 日 午前 10 時開会

- 1 開会（開議）宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第 140 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について
 - 日程第 4 議案第 141 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町御来屋漁港水産物直販所)
 - 日程第 5 議案第 142 号 工事請負契約の締結について
(大山ロリハビリセンター増築工事)
 - 日程第 6 議案第 143 号 物品購入契約の締結について
(圧雪車ピステンブーリーPB400W型購入)
 - 日程第 7 発議案第 17 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 8 発議案第 18 号 大山町議会図書室規程の一部を改正する訓令について
-

本日の会議に付した事件

- 1 開会（開議）宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 140 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 4 議案第 141 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町御来屋漁港水産物直販所)
- 日程第 5 議案第 142 号 工事請負契約の締結について
(大山ロリハビリセンター増築工事)
- 日程第 6 議案第 143 号 物品購入契約の締結について
(圧雪車ピステンブーリーPB400W型購入)
- 日程第 7 発議案第 17 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員（19名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
16 番 椎 木 学	17 番 野 口 俊 明
18 番 沢 田 正 己	19 番 荒 松 廣 志
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（1名）

20 番 西 山 富 三 郎

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之 副町長…………… 田 中 祥 二
総務課長 …………… 田 中 豊 観光商工課長…………… 小 谷 正 寿
農林水産課…………… 池 本 義 親 診療所事務局長…………… 芥 藤 淳

午前 10 時 開会

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は19人です。西山議員の欠席でございます。定足数に達しておりますので、平成20年第10回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番 遠藤幸子君、5番 敦賀亀義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

日程第3 議案第140号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第140号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第140号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「大山町索道事業の設置等に関する条例」の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承知のとおり、大山には4つのスキー場があり、町をはじめとする3事業者が経営をし、利用者の便宜のために大山スキー場管理組合を設立して、リフト券の共通券を販売したり、総合サービスセンターで案内などを行っております。スキーシーズン後の今年の4月の組合会議で、リフトの1回券の販売金額がスキー場により料金統一が徹底していなかったという反省が出され、割安感と計算しやすい料金ということで、全社・全リフトを1回300円に統一することにいたしましたので、今回、条例のリフト料金の1回券を320円から300円に改正するものであります。また、あわせて、3条、5条の字句の整理等行うものであります。附則で施行日を、平成20年12月1日といたしております。以上で、議案第140号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第140号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第140号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） ここで地方自治法第117条の規定によって、敦賀亀義君の退場を求めます。

（敦賀議員 退席）

日程第4 議案第141号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案…

〔「議長、議事録署名議員が出た。追加指名せんと」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） この件につきまして議事録署名議員を追加指名いたします。6番 森田増範君。

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町御来屋漁港水産物直販所）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町御来屋漁港水産物直販所）の提案理由についてご説明いたします。

本案は、大山町御来屋漁港水産物直販所の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

大山町御来屋漁港水産物直販所の建設工事完成が10月30日の予定となっており、本町では施設の性質を念頭に完成後の運営を検討してまいりましたが、本施設の運営については、指定管理者による運営を図ることといたしました。

本施設は、地域水産業の活性化を図るため、漁港の利を生かして地獲れの鮮魚等を安全な食材として安価に直売し、併せて地産地消の促進として地元料理を提供することを目的としているものであります。

このため、本施設におきましては、その施設の性質を考慮し、「鳥取市賀露町西4丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 伊藤美都夫」を公募によらな

い候補者として選定いたしました。

ご承知のとおり、鳥取県漁業協同組合は本施設の位置する御来屋漁港地内に御来屋支所を有し、漁港に水揚げされた水産物の管理による地域の水産業振興に鋭意尽力しており、水産物の直販を主とする本施設の運営目的には最適な団体であると考えております。指定管理者の指定につきましては、本町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成20年11月1日から平成25年3月31日までの4年5カ月の間としております。以上で議案第141号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 地元の特産品でもあります水産物がこういう施設によってどんどんこういう形で販売されるということは大変よろしいことで、今回指定管理者となられる鳥取県漁業協同組合も、提案理由の説明にもありましたけれど、委託先としては適切ではないかと思っておりますが、募集要項の内容のことで若干ご質問をさせていただきます。

募集要項の4ページにですね、利益還元納付金の支払いということの項がございます。利益還元納付金とは具体的にどのようなものであるのか、それから指定管理者、まあ県漁協さんが利益が出たときは大山町に支払われるということのようですけれども、その内容については年度協定に定めるというふうになっております。年度協定はどのようなもので、平成20年度においてはいつ頃協定を結ばれるのかということについて説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの質問につきましては担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 利益還元納付金の支払いということでございますが、まず平成20年度、これから11月にオープンするということでございまして、まず計画収支につきましては差し引きゼロといった内容で計画書に記載がしてあります。営業する中で、利益が上がってきたといった内容が見えましてときには、指定管理者の方と協議を行いましてその黒字になった場合に納付していただくといったことになると思います。現在のところ、どういった売上げがなるのかといったことがきちんとした想定ができませんので、平成20年度におきましては協定はいたしません。様子をみながら21年度からというふうになると思います。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） そうするとこの項で定めてあります年度協定というのはあくまで利益還元の扱いのみについて定める協定であるというふうに理解してよろしいのかということと、それから基本的には、この施設で利益が出た場合は、その利益については全額町がもらうということなんでしょうか。それとも何対何ぼで町がもらうということなんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの質問にも担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 利益還元につきましては、先ほどもご答弁申しましたように今の段階では分からない部分がありますし、あといくらかということになりますと例えば売上げの何%といった数字になるかもしれませんし、いずれにしましても今の段階で売上げがどの程度上がるのかということとはちょっとはつきり分かりませんので、ちょっと何とも申し上げられませんが、状況を見ながら売上げが上がればその都度協議してまいりたいというふうに思っています。

○議員（1番 近藤大介君） すみません、もう一度。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 利益がどの程度上がるか分からないということなんですけども、実際にその、まあ今年度利益が出ることを想定してないのかもしれませんが、出たときに「どげするだいや」っていうのをその定めるためのたぶん多分協定だと思うんですよね。利益が出てから「どげするだ」で多分遅いと思うんですが、そういう意味ではあらかじめ早い段階で利益が出た場合どうするかということの協定を結んでおく必要があるのではないのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、少し説明が不十分な部分がありますが、今日指定管理者、選定を今提案しております。従いまして、指定管理の業者が、選定が決りましたらそこで改めてそこで協議に入れるというふうに思っておりますので、ただ基本的な考え方として申し上げておりますように、利益が出ればそれはやはり協議の中で利益はいくらかの配分を町の方に納めていただくということをおわれわれも考えておりますし、当然そういった協議に入りたいというふうに思っておりますが、何れにしてもそういった今、これから管理者が決ってからそういった細かい詰めの協定は結んでいくということになるだろうというふうに、思っています。基本的な

考え方はそういう考え方だということでご理解いただければと思います。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 1点だけ確認をさせていただきます。この事業に反対するものではございませんが、町が持ち出しする部分といいますか、この施設に対して、町が持ち出ししなければいけないというようなことは、もう既に町の施設ですから、修繕とかいろいろな部分では町が持ち出しせないけん部分があるんじゃないかと思いますが、そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 公募の関係のですね、募集要項の中にも書いておりますけれど、一般的な維持管理につきましては、全て指定管理者の方で行っていただきます。ただ災害等あるいは増築等、そういった事態が起こった場合につきましては、管理者であります町の方が支出をするということになります。従いまして、通常の支出につきましては町の方はございません、という考えでございます。

○議員（8番 岩井美保子君） はい、了解。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） えーとですね、同じ4ページですけど、4番の③でですね、「会計年度の終了後、60日以内に一括して納付するものとする」と、大山町の請求に基づきですね、利益還元するときには、ということになっておりますが、会計簿の関係からいけば、この法人がですね、60日で出せるでしょ。そうした後でないと町はそれについての請求が出せないんでないですか。そうすると、この60日というのは、ちょっと無理があるような気がするんですけど、そこら辺はどう理解しておられますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） ちょっと休憩を。

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩をします。

午前10時18分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。引き続き答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（池本義親君） 議長。年度の決算が3月末となります。で、直販所だけの決算でありますので、3月末で締めた時点で収支が分かりますので、その時点で60日以内に請求で納付していただくということになります。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） そうすると今の理屈でいきゃあね、まあ例えば町もですがんね。もっともっと早く3月にならあれてして、6月定例会に今の決算が出てもいいような状態と同じことが言えるんじゃないかなと思って、わたしは考えるんですけどそこら辺はどうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） まあ、いろんな会計の手法があるんだと思っておりますが、少なくとも先ほども申し上げましたように、この直売所における収入、支出、これの整理でありますので、漁協全体あるいは御来屋所管内の、全体の中での経理ということにならないと思っていますので、そんなにかからないというふうに思っていますが、いずれにしても指定管理者、受けたところと協議をさせていただいて、この60日がやってみて無理だということであればまたそういったところも協議をしたいと思っていますが、まあ一応こういった要項の中で、ご理解をいただいた中で応募いただいておりますので、まあ大丈夫だろうなど、ご理解いただいているんだろうというふうに思っているところであります。

○議員（17番 野口俊明君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第141号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第141号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） 敦賀亀義君は、自席にお帰りください。

（敦賀議員 着席）

日程第5 議案第142号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第142号 工事請負契約の締結について（大山口リハビリセンター増築工事）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただいた議案第142号 工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成20年10月9日付で工事の仮契約を締結したところでありますが、この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は大山口リハビリセンター増築工事であります。契約金額は、5,208万円。工期は、議会議決の翌日から平成21年3月24日まで。契約の相手方は、鳥取県米子市昭和町83-1、有限会社 アカギ、代表取締役 赤木 博。契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第142号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 川島正寿君） 議長、7番。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 大山口リハビリセンターの増築工事、入札の結果の報告は事前にいただきましたですが、どのようなものがどんな大きさを、どういった具合になっているのか、図面というものの配布が無かったように感じますが。今の漁港の場合には説明書に位置図とか図面が付いていましたが、これには付いてないのですがどのような形で5,200万というものが出たというのが理解し難い面がございますが、その点どうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんのご質問に答弁させていただきますが、施設規模内容等につきましては、予算の段階でのお示しをし、ご理解をいただいているというふうに思っておりますので、このたびはそれに基づいた規模のものを入札をし、そして入札の結果がこうなって契約についての議案として今ご提案をしているものでございますので、今回の契約締結についての議案の中に建物の図面とか構造とかというものを添付するという事は正直考えておりませんので、お手元にはお示しをしていないという考え方でございますが。

○議員（7番 川島正寿君） 議長、あの、予算のときに。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 町長にお尋ねしますけれど、こういった図面というもの、

計画書というものいただきましたでしょうか。記憶にないようなに思いますが。もらいましたか。

[「もらった」と呼ぶ者あり]

○議員（7番 川島正寿君） 分かりました。了解。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第142号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第142号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第143号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第143号 物品購入契約の締結について（圧雪車ピステンブーリーPB400W型購入）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ご上程いただきました議案第143号 物品購入契約の締結について（圧雪車ピステンブーリーPB400W型購入）の提案理由のご説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

補正予算の際にもご説明いたしました。圧雪車が老朽化し修理に多額の経費がかかるため2台あるうちの一台を買い換えるものであります。契約の目的を、圧雪車ピステンブーリーPB400W型購入とし、去る10月8日にピステンブーリーの日本唯一の販売代理店であるスノーシステムズ株式会社から見積書を徴取したところ、予定価格以下でありましたので、契約金額4,284万円で東京都千代田区内神田1丁目4番2号スノーシステムズ株式会社取締役社長 大久保雅史と10月10日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は平成20年12月5日といたしております。以上で議案第143号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第143号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第17号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、発議案第17号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 荒松廣志君。

○議会運営委員長（荒松廣志君） 議長。ただいま議題となりました発議案第17号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由のご説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が平成20年6月18日に公布され、平成20年9月1日から施行されました。

今回の法律改正の大きな柱であります、議案の審査又は議会運営に関し協議、調整する場として、新たに「全員協議会」設置の規定が地方自治法第100条第12項に新たに加わったことに伴い、これまでの条項が移動する、いわゆる項ずれを生じることになり、同法第100条第12項に規定されていた「議員派遣」も同法第100条第13項に移行されました。

つきましては、大山町議会会議規則第120条において、条文の一部を改正する必要が生じたため、規則改正を提案するものであります。附則でこの規則の施行の日を平成20年10月17日といたしております。以上で発議案第17号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第17号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第18号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、発議案第18号 大山町議会図書室規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 荒松廣志君。

○議会運営委員長（荒松廣志君） ただいま議題となりました発議案第18号 大山町議会図書室規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第18号は、発議案第17号でご説明いたしましたように、地方自治法の改正により、全員協議会の設置の規定が同法第100条第12項に加わったことに伴い、既定の条文に項ずれが生じたので、同法第100条第17項及び第18項に関わる大山町議会図書室規程第1条の条文の一部を改正するため、提案するものであります。

附則で、この訓令の施行の日を平成20年10月17日といたしております。以上で発議案第18号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第18号 大山町議会図書室規程の一部を改正する訓令について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第18号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は、全部終了しまし

た。これで会議を閉じます。平成20年第10回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前10時36分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員

署名議員